

## コスモポリタニズムと友好の権利

山内 進

(一橋大学名誉教授、EUSI 初代理事長)

コスモポリタニズムという言葉がある。一般的にいえば、世界＝地球をひとつの共同体とみなし、その成員をすべて同胞とする考えかたである。みなが同胞だから、人はみな自由で平等な世界市民であり、どこにいても、またどこにいても同じ市民として扱われるし、扱われねばならない、ということになる。EUは何をめざすのか、というときに一つの考え方として示される有力な思想といってよいであろう。

コスモポリタニズムはヘレニズム期に生まれたといわれる。アレクサンドロス大王がペルシアを征服し、インドまでその足跡を伸ばした時に、大王がその支配下に置かれることになった諸民族を同じ同胞として扱うという方針をたて、実行しようとしたからである。大王は、マケドニアの戦士たちと対立しながらもその理念を貫こうとしたという。武力によって各地を征服していたアレクサンドロス大王がほんとうにコスモポリタンだったかどうかはわからない。しかし、ギリシア人以外はバルバロス(野蛮人)だというのが通常の考え方だった時代に、被征服者をもほんとうに同胞とみなしたとすれば、大王は大変な革命的思想家だったといえてよいだろう。

この言葉の創始者はキュニコス派のディオゲネスだといわれている。出身地を聞かれて「私はコスモポリタンだ *kosmopolitēs*」と答えたのがその最初ということになっている。アレクサンドロスはペルシアに向かう前にコリントでこのディオゲネスと会っている。残念ながら、コスモポリタニズムをめぐる議論が交わされたという話は伝えられていない。大王は自ら出かけて、日向ぼっこをしていた彼に、何か希望はないかと聞いた。「ちょっとその日の当たるところをよけてください」というのがその返事だった。「わたしがもしアレクサンドロスでなかったならば、ディオゲネスになりたい」と帰途アレクサンドロスが語ったとプルタルコス(河野與市訳『プルターク英雄伝(九)』岩波文庫)は伝えている。

本当に二人が会ったとすると、もう少し中身のある会話が交わされたのではとも思うが、それは分らない。しかし、ディオゲネスよりもはるかに高名な哲学者アリストテレスとアレクサンドロスが長いやりとりをしたのは確かである。なぜなら、アリストテレスは少年アレクサンドロスの家庭教師だったからである。しかし、この二人の師弟関係が実はかなり微妙だったようである。例えば、バートランド・ラッセルは、この二人は互いに疎遠だった、と伝えている。アレクサンドロスはアリストテレスのことを「学術的な年寄り」と考えていたし、アリストテレスは未来の英雄を「哲学のことは何も理解することはできなかつた怠け者で、強情な少年だ」(バートランド・ラッセル/市井三郎訳『西洋哲学史』みすず書房)と思っていたそうである。

たしかに、アリストテレスは、いかにもオーソドックスなギリシア哲学者で、小宇宙としてのポリスに最高の価値を認め、その外にあるものを不正か野蛮なものとして理解し、そう記していた。アレクサンドロスは、ペルシアをはじめとする他の小宇宙と接触し、そこに住む異邦人を知り、彼らと融和、それどころか融合しようとした。アレクサンドロスが「ディオゲネスになりたい」と語る一方で、アリストテレスに「疑念」を抱くのも当然かもしれない。

アリストテレスはポリス至上主義者だった。近代的概念を使えば民族主義的で、国家主義的ということになるだろう。偉大な国際政治学者であるマーティン・ホワイトもまたアリストテレスを「最初の植民地主義者」(佐藤誠・大中

真他訳『国際理論三つの伝統』(日本経済評論社)と伝えている。インディオに対するスペインの征服者たちを弾劾したラス・カサスの論敵セプールベダは著名なアリストテレス主義者だった。ルイス・ハンケは、スペイン人によるアメリカ征服の際に喧伝されたあらゆる思想のなかで、「原住民にアリストテレスの先天的奴隷人説を適用しようという試みほどドラマチックなものはない」(L.ハンケ/佐々木昭夫訳『アリストテレスとアメリカ・インディアン』岩波新書)と記している。

ハンケによれば、セプールベダに敵対したラス・カサスはその論戦のなかで「人類はひとつである」と主張したという。この考え方はコスモポリタニック的といつてよいであろう。それは、人類や世界を一つのコスモポリスとみて、人類の連帯性を大切なことと考え、異邦人の宗教や文化、生命や生活を尊重するからである。コスモポリタニズムはその意味で、差別ではなく共感を、戦争ではなく平和を、衝突ではなく共存をもたらす思想といつてよいであろう。

その意味で、カントが『永遠平和のために』において、コスモポリタニック的(cosmopoliticus)という言葉を用いているのは注目される。彼は、あらゆる法体制は三つに分けることができると主張し、それを市民法(あるいは国家法 *ius civile*)、国際法(*ius gentium*)、世界市民法(*ius cosmopoliticum*)に区分した。世界市民法とは、「人々および諸国家が、外的に相互に交流する関係にあって、一つの普遍的な人類国家の市民とみなされることが可能な場合、その限りにおいての」法のことである。カントのその三つの法のそれぞれについて永遠平和のための確定条項をあげているが、世界市民法だけをみると、それは外国人に対する「友好(よいもてなし)」に関するもので、相互に交流しあう人々は他の国家を訪問しても排除されてはならない、という主張である。それは、ある外国人が他国の領土を踏んだというだけの理由で、その国の人から「敵」としての取り扱いをうけてはならない権利である。ただ、彼が要求できるのは、「客人の権利」ではなく、「訪問の権利」である。「この権利は、地球表面上の共同所有権に基づいて互いに友好を結び合うよう、すべての人間にそなわる権利」(遠山義高訳「永遠平和のために」カント全集 14、岩波書店)である。

もっとも、カントは「世界市民法は、普遍的な友好をうながす諸条件に制限されるべきである」と記し、コスモポリタニックな世界市民法論をこれ以上は展開していない。きわめて限定的である。しかも、異邦人を友好的に迎えるという行為は、カントがいいはじめたわけではなく、昔から世界各地に存在していた。これを異人歓待という。その優れた研究書を著した H.C.パイヤー(岩井隆夫訳『異人歓待の歴史 中世ヨーロッパにおける客人厚遇、居酒屋そして宿屋』ハーベスト社)によれば、「異人歓待とは、異邦人を迎え入れ、宿泊させ、食事を出し、そして庇護すること」で、全世界の未開社会や古代社会にみられた。「客人厚遇は異邦人がもたらすかもしれない魔力を防ぐために社会集団に迎え入れることであり、他方では異邦人と社会集団とのあいだに取引や対話などといった友好関係をむすぶ機会であった」。魔術・宗教上の動機と利得を求めるとが密接にむすびついていたようだという。

利得を求めるとは商業と結びつく。そして、商業は取引によって社会を豊かにする。商業社会とは文明社会だ、というのがアダム・スミスの基本思想だった。カントもまた、自然が相互の利己心を通じて諸民族を結合していると考えていた。「世界市民法」の概念だけでは、暴力と戦争に対して、彼らの安全は確保されなかったであろう。これは、商業精神のあらわれであり、商業精神というものは、戦争とは両立できないが、そのうちにあらゆる民族を支配するようになる」とカントは記している。

カントよりも前に、モンテスキューもまた「商業の精神」について語っている。「商業の自然の効果は平和へと向かわせることである」。一緒に商業をすれば、その二国民は互いに依存し、互いに助け合う。一方は買い、一方は売ることに利益を得る。すべての結合は「相互の必要」に基づいている、と。この「商業の精神」はそれゆえ、掠奪と対立する。掠奪は平和的な取引ではなく、武力で相手から、敵から、異邦人から物を奪うことだからである。モンテスキューは、「これと反対に、商業を全くなくしてしまうと、アリストテレスが獲得の仕方の一つとして数えた掠奪が

出てくる」という。

アリストテレスの掠奪は海賊による獵であり、野蛮人に対する戦争(奴隷を獲得する術すなわち狩獵術)として扱われているから、この対比は適切である。ところが、モンテスキューはこの一文に続けて、驚くような説明を付加している。

「その精神はある種の道徳的徳とは対立しない。たとえば、客人厚遇は、商業国では極めて稀だが、掠奪国民の間では感心するほど見出される」(野田良之・上原行雄他訳『法の精神(中)』第4部第20編第2章「商業の精神について」)。

カントが主張した世界市民法(コスモポリタン法)は言わば客人厚遇のことを伝えている。それにほぼ限定さえしている。それは、カントにとって平和を確定するための基本的制度である。ところが、商業の精神と平和のつながりをカントと同じように強調したモンテスキューはそれを「商業国では極めて稀だが、掠奪国民の間では感心するほど見出される」という、それまでの話を一気にひっくりかえすような記述をしている。しかも、これに続けて、タキトスの伝えるゲルマン人たちの慣行を伝えて、それ以上の説明をしない。その慣行とはこうである。「ゲルマン人のもとでは、知り合いであるかどうかにかかわらず、どんな人間に対しても門戸を閉ざすことは瀆聖行為である。ある外国人に対して客人厚遇を実行した者は、彼に対してやはりそれを実行するもう一つの家を示す。そこで彼は同じ人情味をもって迎えられる」(同前)。

この説明はもちろん間違いではない。ゲルマン人たちは掠奪と客人厚遇をともに盛大に行っている。パイヤーもまた中世初期・盛期における同様の例を示している。われわれはこの矛盾とも思える事実をどう理解するとよいのだろうか。

そのような歴史的事実があるからこそ、逆にカントの理論は革新的意味をもつ。私はそう考える。カントは、世界市民法について触れている「永遠平和のための第三確定条項」の最初の一文を次のように記している。「この条項でも先の条項におけるのと同じように、提起されているのは博愛ではなく権利についてである」と。カントは異人歓待に類する「友好」を「博愛」ではなく「権利」だという。客人厚遇が掠奪国民の間で驚くほど見られたのは、それが高貴さと有力さの証明とされたからである。そこでは、そもそも蕩尽することが有力者の高貴さの証明だった。それはまた、時代と地域によっては「庇護を必要とする異邦人や貧者や病者や寡婦や孤児のための神の意にかなった救済とされていた」(パイヤー)。これは皇帝や国王そして教会による「博愛」といってもよいだろう。しかし、カントのいう「友好」は受け入れる側の高貴さの証明でも支配者による神の意に沿う救済でもなく、あくまで訪れるすべての人の「権利」だった。

カントはこれを「訪問の権利」あるいは「友好の権利」と命名した。「こうした友好の権利、すなわち新外来者の権限は、古くからの居住者との交通の試みを可能にする条件のもとでのみ有効である——このようにして遠隔の諸大陸も相互に平和な関係を結び、その関係はついには公で法的なものとなり、結局は人類をますます世界市民的体制に近づけることを可能にするのである」(『永遠平和のために』第二章)。

カントが前提とし、求めている世界はすでに過去の世界とは異なっていた。それは掠奪や戦争ではなく、平和と商業、国家や文明を超える取引と人々の移動を権利として認める、あるいは認めねばならない世界であった。カントが人々の自由な移動と交流を平和の根底にすえ、これを権利として構成したのは、ビトリアやグロティウスなどの先駆的作業を踏まえていると私は思うが、とにかく画期的であった。しかも、カントは「古くからの居住者との交通の試み」を条件としていた。この条件の意味は、「われわれの大陸の文明化された諸国家、特に商業を含む諸

国家の非友好的な振る舞い」の抑制であった。ヨーロッパ諸国の「訪問」が「征服」と異なることを彼は批判し、そのようなことがおきないように「訪問の権利」を、「友好」が相互に作動するという条件のもとに限定的に設定したのである。彼の視点は世界に、コスモポリスに置かれていた。

現代の EU が、経済のみならず労働や教育を含めて、さまざまな分野における人々の自由な移動と交流を重視し、そのためにモビリティを高める政策を推進し、それを通じて域内の平和を形成、維持しようとしているのは、このような意味において、世界市民的体制を目指すカント的平和論の線上にあるといえるだろう。これは正しい方向性を示していると思う。

しかし、EUはいまこの面で大きな問題に突き当たっている。域外からの移民希望者の膨大な数とそれに対する域内の人々のさまざまな反応は理想主義的なコスモポリタニズムだけではとうてい解決できないであろう。また、そのことも含めて、EU は初めての離脱者を迎え、組織として将来どの方向性を目指すべなのか改めて考えなければならぬ状況に置かれている。しかし、このような大きな問題を考えていくうえで、カントやカントを踏まえた現代コスモポリタニズムの思想はやはり一つの大きな指針となることは間違いない。コスモポリタニズムをさまざまな視点、とりわけ現実と密着した歴史的視点からとらえなおし、将来に生かす試みをすることは、EU にとっても、われわれにとっても有益ではないだろうか。私はいまそう考えている。